

講演

ヨーロッパ経済共同体の経済犯罪対策における
犯罪学および刑事政策的傾向

クラウス・ティードマン
高橋 則夫 訳

- 一 序
- 一 ヨーロッパ共同体（農業市場）に関する犯罪の範囲と暗数
- 二 ヨーロッパ共同体に関する犯罪の現象形態と原因
- 三 刑法以外の統制と改革
- 四 刑法改正の諸提案
- 五 総括と展望

序

ヨーロッパ経済共同体(Europäische Wirtschaftsgemeinschaft)

ヨーロッパ経済共同体の経済犯罪対策における犯罪学および刑事政策的傾向(ティードマン・高橋)

二二

ft: EWG)は一九五七年三月二五日の国際条約によって設立された。この共同体の目的は条約の二条に規定されている。すなわち、共同市場の設立および構成国の経済政策の漸進的接近によって共同体内部の経済生活の調和した発展、安定強化、生活水準の迅速な向上および構成国間のより緊密な関係を促進することがこれである。この目的を達成するために、条約の三条は一連の措置を規定している。すなわち、商品の輸入および輸出に関する関税および(数量)制限の撤廃、非構成国(いわゆる第三国)に対する共通関税および共通通商政策の導入、構成国間

の人・役務および資本の自由移動に対する障害の除去、農業・運輸の分野における共通政策の導入、さらに共同市場内における自由競争が歪められないことを確保する制度の確立等が列挙されている。なお、この経済共同体と並んで、ヨーロッパ石炭・鋼鉄共同体 (Europäische Gemeinschaft für Kohle und Stahl : Montan-Union) が一九五一年四月一八日の条約に基⁽¹⁾き、また、ヨーロッパ原子力共同体 (Europäische Atomgemeinschaft : EURATOM) が一九五七年三月二十五日の条約に基⁽²⁾づき、それぞれ設立された。

これらの共同体とりわけ経済共同体の実現に向けて、過去三〇年間において、広範で複雑な準則・規範が定立され、この準則は、共同体の自由な目標設定にもかかわらず、きわめて官僚的で計画経済的な性質を有している。すなわち、鋼鉄市場では、共同体の中心的行政機関であるヨーロッパ共同体委員会 (EG-Kommission) によって生産および輸出の割合が定められ、これらの割合を超過してはならないが、部分的には調整や権限の委譲も認められている。⁽¹⁾ 農業市場においては、農産物の品質がきわめて細かい等級に従って分類され、輸出国は多数の地域に配分され、また、たとえば、変質した場合の割増金、生産に関する補助金、運送料補正金等の多数の管理措置および援助措置が統制的な網条組織のようになっている。そして、この統

制組織によって、正当性の点で必ずしも理解できずまたきわめて人為的な市場秩序規定に対する多数の違反が惹き起こされている。たとえば、重量および商品に関する虚偽の届出、生産物の製造地および輸送地についての欺罔、管理調査文書の偽造、価格違反、贈収賄行為が典型的な犯罪行為であり、このような形態の犯罪行為は一般に東欧諸国の計画経済制度にだけ見られたものである。もちろん、他の共同市場規制とくにヨーロッパ自由貿易連合 (European Free Trade Association : EFTA) とおいても同様の犯罪が発生している。⁽²⁾

個々のに見れば、ヨーロッパ経済共同体の共通農業政策は、その目的を達成するために次のような機構および手段を用いている。

第三国へ農産物を輸出する場合、輸出品をより安い世界市場において競争可能にするために、補助金が支払われる(いわゆる輸出払戻金 (Erstattungen))。これに相应して、第三国から農産物を輸入する場合、安い輸入品を共同体内のより高い価格体制に合わせるために、税金が徴収される(いわゆる輸入関税・課徴金 (Abschöpfungen))。この機構とその経済政策的目的についての詳細は、いわゆる南ドイツ穀物事件における連邦通常裁判所の判決によって描き出されている。⁽³⁾ このように、高価格体系の国内市場が創設されかつ維持されているが、これに対して

は、たとえば、ガート (General Agreement on Tariffs and Trade) (関税および貿易一般協定) に鑑みて、法的な疑問が提起され、また、外部の相当な事実的圧力も加えられている。その際、輸出払戻金だけでヨーロッパ農業調整・保証資金 (Europäischer Ausrichtungs- und Garantiefonds für die Landwirtschaft) の全支出の約三五%に達し、一九八五年には二〇四億欧州通貨単位 (ECU) (約五〇〇億マルク) が納入された。この輸出払戻金と並んで、生産者にその農産物に対する十分な収入を保障するために、介入による買上げ (Interventionen) が行われている。この支払金は保証支出の約六〇%になり、以下のことに支払われている。すなわち、パターの貯蔵、果物・野菜の加工 (あるいはその処分) に対する援助、オリーブ油・マカロニ・ムギ・ホップの生産者に対する援助、飼料の乾燥に対する援助、営業年度の終了時に未だ売却されていない穀物に対する補償、ワインの蒸留に対する補償、さらに、相当な出費となっているのは国内の介入官庁 (Interventionsstelle) による商品の貯蔵・売却・保管、場合によっては加工に対してであり、というのは、介入官庁は、生産者に対して生産物の最低価格を保障するために、これまでの法律制度によれば原則としてそこに提供されたすべての生産物を買取る (および貯蔵する) 義務を負うからである。最後に、国内通貨の多くの切り上げ・切り下げに基づき、共同

体内部にいわゆる通貨調整金 (国境調整金) (Währungsangleichsbeträge) があり、構成国の国境で支払われあるいは徴収される。とくに、この通貨調整制度は統一政策に対するかなりの反動 (顕著な阻害要因) となっている。なぜなら、この調整金の適用は共同体内部における国境管理の強化を必要とするからである。

刑法上の観点においては、ヨーロッパ共同体は、従来、行政法上の強制措置と共に金銭上の制裁を科すために、もっぱら部分的かつ限定的な手段を用いている。ヨーロッパ共同体委員会によって言い渡されるこの制裁は、罰金刑 (Geldstrafe) ではなく、過料 (Geldbuße) であり、この点でドイツの秩序違反法の制裁に相応する。とりわけ、一九六二年二月六日のヨーロッパ経済共同体理事会の重要な命令一七号は、条約八五条一項および八六条に対する故意過失によるすべての違反に対して過料を科している。この条約の規定は、競争を妨害する協定ならびに市場における支配的地位の濫用を禁止している。また、ヨーロッパ石炭・鋼鉄共同体条約に基づき、共同体委員会は、(たとえば、鋼鉄割合規制に対する違反に対して) 過料を科すことができる。これに対して、共同体は、農業市場秩序の違反に対しては固有の制裁権限をまったく有していない。農業市場規制の不履行の処罰は、むしろ構成国に義務づけられ、構成国は、共同体理事

会の命令(一九七二年の七二九号)に従って、「不正行為(Une-selamigkeit)」を防止・訴追し、さらに不正行為の結果生じた損害額を再徴収しなければならない。構成国によるこれらの統制は協力を著しく阻害する形で行われている。すなわち、一二の構成国における九〇以上の国内官庁が、ヨーロッパ農業調整・保証資金によって財政援助される措置に関して統制を行っている。もちろん、共同体委員会自体も数年前から、国内官庁ならびに被援助地(受益者)といった所定の場所で行役できる広範な統制権を持つようになった。しかし、共同体委員会はこの権限を、たとえば国内の統制を調整し、統制の結果を利用し、より良い法規制を配慮するというように、重点的にしか行使できない。

このような序論的概観に続いて、以下では、ヨーロッパ経済共同体ではいかなる範囲のものが犯罪とされているか、その現象形態および原因はどうなっているか、いかなる改革が緊急を要し、いかなる改革が既に導入されているかについて論じていきたい。

一 ヨーロッパ共同体(農業市場) に関する犯罪の範囲と暗数

犯罪学上も経済政策上もきわめて争われているのは、共同体

の農業市場における犯罪およびその他の「不正行為」の範囲である。不正に支払われた損害額の再徴収の事例で、前述の命令に従い構成国が届け出をし公的に記録されているものは、全支出の〇・一%から〇・二%にすぎない犯罪割合に当たると。西ドイツは、おそらくより持続的な統制方法および検査方法によって、全支出の約〇・六%に当たる部分を届け出ているとされている。一九八〇年代初頭からのフランスの調査も、犯罪その他の不正行為のおよその割合は〇・六七%であると仮定している。これに対して、一九八五年からのドイツ連邦大蔵省の査定によれば、少なくとも一%つまり一億五千万マルク以上の限度に達しているとされている。⁽⁵⁾

数年前から、ヨーロッパ経済共同体委員会は、構成国が届け出た再徴収事例の数が著しく異なっていることの理由を検討している。その際、もちろん、届出が明らかに犯罪とはいえない事例も含んでいる点に配慮すべきである(たとえば、経営者の死亡あるいは破産の結果、牛乳を市場に出せない義務を履行しない場合等)。各国の届出における著しい差異の理由の一つとして、公的には、各国の統制に対する考え方が異なっていることが挙げられる。すなわち、とくに、(西ドイツのように)迅速な支払いと事後的な検査が行われる場合と(イタリアのように)時間がかかりおそらく全体として慎重な支払いが行われる場合との対比が挙

げられる。⁽⁶⁾しかし、このような考察は、届出結果の顕著な差異を説明するためには、確かに十分とはいえない。体系的な任意抽出調査（たとえば、一九八三年の脱脂乳の粉を加工する二七の企業の調査）および犯罪学的な経験（とくに、脱税の際のいわゆる南北の格差と関連する経験）によれば、むしろ、ヨーロッパ共同体の農業市場分野における詐欺その他の不正行為に関して、その摘発および詐追の程度が各国ごとにきわめて異なっているということがおそらく理由であると考えられる。このような形態の経済犯罪を抑制しようとする各構成国の意志は、明らかにまったく異なっている。この意味で、既に一九七〇年代中葉において、ヨーロッパ共同体委員会の調査委員会は、構成国における刑事訴追が著しく不平等であることを断言した。このことによつて、さらに公衆の意識の中には、ヨーロッパ共同体の農業市場の財政援助に関する不平等に対する不満が広く浸透している。したがって、詐欺および不正行為の摘発および訴追についてのこうした不平等と差異を今後減少させることが、ヨーロッパ経済共同体の将来にとつての優先的な課題である。

周知のように、現代の経験的犯罪学は犯罪の暗数を説明するための一連の可能性・手段を提供している。そして、最近では、ソフトウェアが経済犯罪学の注目的となつてきている。⁽⁸⁾この点で、とくに、刑法以外の目的で採られた統計を比較検討

することが重要である。とりわけ、商品の輸入、輸出および再輸出に関する商業統計は、実際の商品の流れと同時に仮装の商品の流れをも明らかにしている。既に一九六〇年代に、オーストリアの商業統計は、コーヒーの国際協定の割合規制違反が広範に行われていたことを立証するのに役立った。また、ぶどうの収穫高と市場に出ている「シュベートルレーゼ」ワインの量との比較により、ワインの水増しの範囲をある程度査定することができる。ヨーロッパ共同体の農業分野では、最近、オランダの漁獲高についての統計とヨーロッパ共同体検査官によるオランダの魚類の競売についての任意抽出調査とを比較することによつて、オランダの漁業従事者が漁獲割合規制に対し重大な違反をしていたことが発覚した。すなわち、売却された魚の量は届出された量の数倍に達していた。また、著名な事件は、バチカン市国への仮装のバター輸出の件である。バチカン市国はヨーロッパ経済共同体に属さない「第三国」であり、それ故そこへの輸出はヨーロッパ経済共同体によつて補助金が支払われる。ドイツ連邦大蔵省の所轄公務員の報告によれば、南ドイツ酪農センターは仮装の量のバターをバチカン市国へ輸出しており、それは、四か月間の算定で、バチカン市国の国民の一人か月の一人当たり消費量が六・七kgにも達する量であった。ところが、実際には、バターはバチカン市国へまったく納入されてい

ないか、あるいは単にバチカン市国を通じて輸送され、その後ヨーロッパ経済共同体の構成国へ輸出されているかのいずれかであった。以上のことから、我々は、一九八六年四月ブリュッセルでのヨーロッパ経済共同体の改革のための公聴会において、商業統計およびその他の統計を中心的に把握し、それらを電子データに従って比較検討のために利用し、ヨーロッパ共同体検査官や各国の官庁がこれらを自由に使用できることを提案したのである。⁽⁹⁾

暗数を解明するためのその他の犯罪学的手段、とりわけ最近好んで用いられる潜在的な犯罪者群および被害者群に対するアンケートは、ヨーロッパ共同体の農業市場に関してはほとんど用いることはできないといえよう。確かに、農業市場の取引に關与している企業は、一〇〇〇を超えない比較的小さな把握し得る範囲のものにすぎない。しかし、企業経営者にアンケートをすることはあまり有益とは思われない。より重要なのは、もちろん現実にはほとんど実施困難であるが、運送部門の従業員、第三国での納入者および購買者等にアンケートすることであると思われる。むしろ、実施可能なのは、最近のスカンジナビア諸国の研究により基礎づけられた方法であり、これは前述のブリュッセルの公聴会で私達が提案したものである。すなわち、たとえば、特定期間の特定商品の全輸出というように営

業活動の特定部分を、公務員、研究者および補助者の大きなグループによって完全に調査するという方法である。一九八〇年代初頭からのスウェーデン犯罪防圧協議会によるこのような調査は、特定期間の商品の全輸出に關するものであり、この調査によって、全輸出のおよそ五〇%が不正行為であることが明らかにされた。⁽¹⁰⁾ もちろん、その際、軽微な違反も含まれ、また、輸出規制の正当な解釈に關して、研究者グループにより公の議論とされた。ともかく、このような形で、広範に行われた任意抽出調査により証明され得たことは、いずれにせよ輸出の約三〇%が商品の品質、数量、種類に關する不正な申告によって行われていたということである。

同様の調査および仮定はヨーロッパ共同体の領域においても存在する。たとえば、一九五〇年代の末にヨーロッパ石炭・鋼鉄共同体の機関は屑鉄に対する補助金の全部を事後的に調査し、それによれば、補助金の全支払の約二〇%が不正に得られていたという結論に達した。⁽¹¹⁾ 一九七〇年代の中葉からの牛の屠殺行為に對する体系的調査も同様の結論に至った。すなわち、ドイツ上級財政管理局が一万の畜殺券を検査しただけで、一九七五／七六營業年度における畜殺報奨金 (Abschlachtpremie) の不正な領得を理由とする過料手続きが一〇〇〇件以上も生じた。⁽¹²⁾ これは、立証可能な犯罪 (不正領得) の一〇%の割合にすぎ

ない。もちろん、この場合、事件全体の体系的な調査ではなく、広範囲な任意抽出調査による結果である。また、イタリアのパレルモ港における不渡り缶事件も同様である。すなわち、これは、一九八一年末、補助金請求のために申告された全部で三八四七個ある、仮装のトマトピューレエキスの缶を調査したものであるが、公式の調査によれば、八二二個の缶にはトマトピューレエキスではなく水が入れられていた。⁽¹³⁾つまり、輸出品の二〇%が不正に申告されていたわけである。また、ヨーロッパ共同体委員会の指示で設立された機関がイタリアにおけるすべての（二億以上の）オリーブの木の一九八七年在庫品を調査したが、その結果、前年度の仮装の収穫高および補助金を受けたオリーブ油の二〇%から三〇%は存在し得ないものであることが明らかにされた。⁽¹⁴⁾このため、最近の補助金申告では同一のパークセンテージ分だけ減少した。

学説上、これらの諸事例および任意抽出調査から、共通農業市場においては一〇%から二〇%の不正行為が市場操作されているということはまったくあり得ない想定ではないという結論が出された。⁽¹⁵⁾事実、若干の軽微な嫌疑事例を取り上げることによって、しばしば全領域の広範な部分に対する制裁に至ることがある。もっとも、個々のには、よりよく統制され、詐欺犯人が接近しにくい農業領域があることは認めざるを得ない。ゲッ

チンゲンの行政法学者ゲッツは、既に一九七七年の「共通市場における補助金」に関する国際比較法学会での比較公法部会における代表報告書として、構成国が申告した不正行為の事例は「氷山の一角を露出させるにすぎない」という推定を表明した。⁽¹⁶⁾それ故、広範な違反を推定した場合、犯罪学者の判断だけが問題となるわけではない。最近の心理学上の学習理論も、違反の広範な拡大化に対する説明モデルを提供している。すなわち、企業家は競争を監視し、自滅しないために競争行為に順応しなければならないというのがこれである。

二 ヨーロッパ共同体に関する 犯罪の現象形態と原因

（一）輸出品の種類および数量に関する虚偽の申告の他に、とくに犯罪性を有するものとして、第三国輸出先についての欺罔やワイン（たとえば、ユーゴスラヴィア、ブルガリアから）あるいは繊維製品（たとえば、香港、台湾から）のような商品やEC製（したがって、課徴金が免除となる）と偽ること等がある。それ故、農産物その他の商品との通商がこのような経済犯罪の中心となっていることは確かである。⁽¹⁸⁾これに対して、生産者への「介入支払金（Interventionszahlungen）」は、もちろんまだ不十分であるが、比較的広い範囲にわたって統制されている。一五〇万の

企業に支払われた、オリブ油への生産者援助金に対する悪質な詐欺事犯によって、イタリアにおいて前述の統制措置が行われるようになり、それへの出費はおそらく財政上も報われるものであった。

とくに、補助金(輸出払戻金)に対する詐欺によって、ドイツの犯罪学および犯罪捜査学は以前は周知でなかった概念をめぐってその内容が豊富になった。もちろん、実質的には、諸外国とくにアメリカ合衆国の補助金病理学において、まったくこれに相応するものがある(たとえば、牛の屠殺行為のように、⁽¹⁹⁾個別的に補助金を受ける事案についてはつねに同様な犯罪手口が行われる⁽²⁰⁾)。

たとえば、次のような概念が存在する。第一に、「空行為(Unterschiedsgeschäft)」(偽装行為)とは、「空気」に補助金が支払われるつまり補助金を受ける生産物がまったく存在しない事案をいう。第二に、「回転木馬行為(Karussellgeschäft)」とは、実際の輸出の後に密かに運び戻し、輸出払戻金と引き換えに新たに輸出するというように、同一商品に対して繰り返し補助金を得る事案をいう。第三に、「脱法行為(Umgehungsgeschäft)」とは、刑法外の準則の不十分性を利用するものであり、一定の関税あるいは輸出払戻金額表の範疇に形式的には該当するが、この分類の意義・目的によって把握されない生産物を輸出入することを用いる。これらすべての領域に関して、一〇〇万マルク

台の損害を伴う多数の事例がある。それどころか、世界的に有名な多国籍企業がとくに脱法行為の試みに関与していた。たとえば、ドイツのバイエルン株式会社はそこで輸出している薬剤品における砂糖部分に対して補助金を受けようとした。また、フランスおよびイタリアのジュルヴェーグループ(チーズ業者)はバター脂肪事件に関与し、そこではバター脂肪の積み荷全部が輸出され補助金を受けた後、仮装の香料入りマヨネーズとして再輸入され、食品添加物(酢・卵黄・塩・水)が取り除かれ、その後バター脂肪として新たに補助金を受ける輸出に対して再び使用された。

(二)このように、犯罪およびその他の不正行為がおそらく広い範囲で行われていることの本質的な原因の一つは、ヨーロッパ共同体の市場秩序規制が人為的(不自然)な性質を有している点にある。なぜなら、これらの規制は、部分的に経済上意味のない行為を促進し、また経済上意味のある行為を禁止しているからである。さらに、ドイツおよびフランスの最近の経験的な社会心理学的調査によれば、さらに次のような見解が支持されている。すなわち、立法(各国の租税立法も含めて)が複雑で把握できないことが何らかの操作を行うことへの刺激となり、同様に、規範の人為性(不自然性)が法規範の必要な「内面化・習得化」の失敗に決定的に寄与している、⁽²²⁾というのがこれである。

つまり、規範の正当性内容について、専門家だけが理解でき、一般の市場関係者は理解できないというのでは、効果的な規範遵守を確立することはほとんどできない。あらゆるインフォーマルな（社会的な）統制の欠如（失敗）によって規範の事実上の妥当性がさらに弱まり、この点は、もっぱら公的な統制の出費（費用便益の限界がある）を一層増加することによってのみ阻止することができる。

もっとも、従来の制度を支持する論者によって、ヨーロッパ共同体の命令の完全主義は今日の経済生活から必然的に要請されるものであり、それ故、変更できないとの見解が主張されている。この意味で、輸入関税および輸出払戻金の額を生産物の品質・成分、加工段階および仕向国に従って無数に細分化することを事実上放棄したり、あるいは、この規制体系を徹底的に単純化することも近い将来に不可能であるとすれば（ちなみに、一九八七年初頭、初めての改革構想が政治面で検討された）、より一層緊急に要請されることは、ヨーロッパ共同体法の無数の細かい規定を、従来存在しなかった一般条項によって、すなわちたとえば詳細な規定を脱法する行為を財政上有害なものとして位置づける規定によって補充することである。これに対して、ヨーロッパ共同体の規範定立の従来のテクニクは、個々の（市場）操作が摘発された後に当該命令を補充すること、つまり完

全主義をますます押し進め、これにより詐欺犯人の豊かな機略を後から追うことにある。この点で既に一九七五年一月一日と一九七七年六月二七日、ヨーロッパ経済共同体理事会は、共通農業政策の財政援助の領域における不正行為の阻止および訴追のためのより強力な措置について決議をし、これによって、「補助金を受ける生産物の利用が共同体行為の目標設定と明らかに矛盾する」事を把握するための法規定の導入が要請された。もっとも、ヨーロッパ経済共同体理事会のこの改革要請の実現は、これまでとくにイタリアの反対で失敗している。

また、このような理事会決議で言及された偽装行為（Scheingeschäfte）という概念も、多くの事例において、濫用に対して有効に対処するには十分ではない。確かに、偽装行為の概念は構成国のすべての法秩序において承認され、それ故、ヨーロッパ共同体法の書かれざる法命題と考えることができる。しかし、機略に富んだ商人による無数の架空の生産物が、偽装行為の概念によって十分に捕捉できるかどうかは疑問である。すなわち、この場合、輸出禁止を回避する目的で作られた、バター脂肪とココナツのフレークとの混合物あるいは前述の香料入りマヨネーズを、解釈という方法でバター脂肪と位置づけざるを得ない。あるいは、まったく一般的に、国境を越える輸送は、商品がその直後に同一の国境を越えて運び戻される場合には、

行われなかったものと看做さざるを得ない。また、偽装行為概念を適用することが疑問なのは、魚の「陸揚げ」に合わせていて、それ故、沖（外海）での引渡を捕捉していない漁獲割合の場合である。同様に、少なくとも疑問といえるのは、「バタークリームトルテ」という名称を、薄いビスケットケーキの間に厚いバターが入れてある生産物に与えなくともいいかどうかである。⁽²³⁾ いずれにせよ、この場合に解釈の限界を探り、偽装行為概念を貫徹するためには、年月を要するきわめて困難な手続が必要である。ドイツの立法者は、このような理由から、一九七七年の公課法（租税法）四二条および一九七六年の補助金法四条に明示的な偽装行為条項・脱法行為条項を導入したが、ヨーロッパ共同体の事件には適用できない。⁽²⁴⁾ このような条項をヨーロッパ共同体法に導入することは長期的にみて不可欠なことと思われる。明確化のために強調するならば、偽装行為（空行爲）の場合、重要な行為が行われないかあるいは外見的にのみ行われるかのいずれかである。たとえば、輸出を偽装しそれにより補助金を受けた商品が、国境を越えた後すぐに国内に運び戻される場合がこれである。これは明らかに詐欺行為に該当する事例である。法的判断がより困難なのは、脱法行為が行われる場合である。前述した漁獲割合の限界が魚の「陸揚げ」に関係する場合には、この割合を沖（外海）での引渡によって越えること

は、類推禁止を理由として、不処罰となる。しかし、将来、ヨーロッパ共同体法の中に、ドイツ法におけると同様に「権利の濫用 (Missbrauch von Gestaltungsmöglichkeiten)」を禁止する明確な法規定が導入されるならば、割合を逸脱する脱法行為は可罰的となるであろう。この問題は、とくに次のような事例に対しても興味深い。すなわち、ヨーロッパ共同体の輸入割合が日本の生産物に対して決定され、日本の企業が、たとえば、輸入業者として現れる第三の企業を介入させることによって、この割合を逸脱しようとする事例がこれである。

三 刑法以外の統制と改革

犯罪捜査学上の実務および比較犯罪学において自明とされていることは、統制することがとくに困難な国家的措置や行為があり、他方で統制しやすい国家的手段があるという点である。課税制度の領域において、各国の立法者はこのような考え方を以前から利用し、個別的に算定かつ徴収されるべき税に代えて、間接税およびいわゆる源泉課税を導入している。ヨーロッパ共同体法の形成のために、統制することのきわめて困難な事案および生産物に対して特別な統制方法および検査方法を導入しなければならないだろうという要請は部分的にしか考慮されていない。確かに、たとえば、いわゆる船装備としての商品が

しばしば偽装されるのは偶然ではなく、それは、船による仮装商品が統制の枠外にあるからである。同様に、解凍された物品を再び冷凍にすることが困難であることから、特殊な冷凍（冷凍猪肉）にして、別の物品であるかのようにあるいは別の品質（たとえば、価値の高い肉）であるかのように偽装されている。この事件では、八〇の会社と一二人の獣医が巻き込まれ、現在、ノルトライン・ウェストファールン州で調査されている。国境での冷凍生産物の統制は、市場操作の可能性をはじめから計算にいて、帳簿および業務資料の検査によって補充されねばならないであろう。すべての「不正行為」の約八〇%が事後的な帳簿審査および営業審査によって初めて確認されている。

要するに、犯罪学および経営学の観点からより意義があり、かつ統制に適するのは、補助金の認可を個々の事案および生産物との結びつきからまったく切り離し、この特典を営業の収益状況および利潤率に依存させることにあると思われる。ヨーロッパ共同体農業分野でいつも紛失されている補助金は、犯罪学上の学説において、とくに犯罪および市場操作を行いやすいものとされている。なぜなら、この点について、反対給付の当然の統制手段が存在せず、また、利用の統制もほとんど欠落しているからである。これに対して、信用供与および企画促進は、比較的意義にかつ容易に統制されている。⁽²³⁾過去において、補

助金が、その紛失という形態で、もっぱら補助金の獲得の目的で行われる行為や事案を生じさせるというのはよくあることであった。たとえば、仮装のソーセージの多くの積み荷の場合であり、ユーゴスラヴィアへ輸出されたが、享益適正がなく、ユーゴの刑務所においてすら利用されず、処分せざるを得なかったというものである。この「ソーセージ事件」は同時にヨーロッパ共同体の規範定立の技術に対する証明でもあり、この事件の後「ソーセージ」概念の定義が導入されたのである。

さらに、注目に値することは、ヨーロッパ共同体委員会が、農業市場以外で、条約八五条・八六条に基づいて、強力かつ効果的に共通市場における競争を監視し、その際、経済および産業の全領域の体系的調査をも実行している点である。同様な方法で、将来、ヨーロッパ農業市場秩序に対しても個々の嫌疑事例を追求するのみならず、農業市場の個々の分野を体系的に、補助金および輸入課徴金との関係の合法性の観点で調査すべきであろう。これについての最初の端緒を提供しているのは、一九七七年六月二七日のヨーロッパ経済共同体理事会の準則（四三五号）である。また、改正の必要があると思われるのは、ヨーロッパ経済共同体の届出制度（Melde-system）である。すなわち、確かに、構成国は、一九七二年二月七日の理事会命令二八三号に委任された一九七〇年四月二一日の理事会命令七二九

号に従って、不正に支出された金額を再徴収し、不正行為をブリュッセルの委員会に届け出る義務がある。しかし、構成国は、再徴収の際に落ち度がある場合には損失を自ら負担しなければならぬ。この損失条項のために、不正行為を共同体機関に届けず、さらに国内の刑事訴追機関に告発することもしないという誘惑に駆られることになる。したがって、この届出に関する理事会命令二八三号を改正して、将来的にはその侵害に対して固有の制裁を科すべきであろう。たとえば、ドイツ補助金法六条の届出義務は刑法二五八条によって補強され、その違反は刑の免脱という犯罪構成要件を充足することになる。その限りで、学習理論の諸見解に相応している。すなわち、各国の行政機関は落ち度に対して処罰されるのではなく、効果のある活動に対して報酬を受けられるということになる。

四 刑法改正の諸提案

刑法および刑法改正の固有の領域において、各国の刑法秩序の調和がかなり前から要請されている。²⁶⁾ 事実、とくに不快の種であり、ヨーロッパ共同体法の実施にとって長い間妨げとなっている点は、共同体の財政手段の操作に関する詐欺および文書偽造が、個々の構成国ごとにかなり異なっており処罰されていること、しかも、既存の犯罪構成要件に関しても、また刑事手続の

実際の遂行および犯人の事実上の処罰に関してもそうであることである。²⁷⁾ 違反が摘発される危険およびそれが訴追される危険を明らかに高めることによってはじめて効果的に一般予防を果たすことができるのであり、したがって、既存の超国家的な統制業務の可能性に、共同体の超国家的な処罰権限を創設することが最も有効であると思われる。農業市場のあらゆる分野に向けた訴追政策を伴う、中央集権化された超国家的な処罰によってはじめて(競争監視(Wettbewerbsüberwachung)の領域のヨーロッパ共同体委員会による制裁賦課を模範として)、従来の各国ごとの処罰方法の不統一性(偶然性)を克服し、潜在的犯罪者に対する有効な威嚇を設定することができるであろう。もっとも、共同体の刑事法的権限を導入することは、通説的見解²⁸⁾によれば、構成国の明示的な権限委譲行為を前提とするであろう。なぜなら、刑罰権は依然として国家主権の中心的表現と理解され、それを共同体に権限委譲することはこれまで行われていないからである。それ故、このような権限委譲行為がなければ、さしあたり、共同体法上の過料の制裁(Bußgeldsanktionen)を導入することだけが問題となり得る。過料の制裁は、競争違反に対して条約八五条・八六条(命令一七号一五条)において規定され、また、石炭・鋼鉄市場においても委員会によって効果的に実施されている。共同体法上の制裁をこのように導入するこ

とが正当であるのは、実質的には、「不正行為」が各国の財政に対してではなく、直接、共同体の財政に対して向けられていることから明らかにされる。この種の過料の導入は、経済犯罪対策のために既に各国の刑法典に存在している付加的な新たな制裁を伴うことによって可能になるであろう。たとえば、将来の補助金交付を期限付きで排除すること、あるいは、累犯者に対しては一時的な営業停止等がこれにあたる。この種の制裁を導入するための形式的な授權の基礎は条約四三条二項三段および一七二条から生じる。

五 総括と展望

以上要約すれば、次のことを確認することができる。すなわち、ヨーロッパ農業市場秩序は人為的、計画経済的な形成物であり、これは、現在の形態においては、またとないほど犯罪を助長する効果を有するものであるということである。犯罪は明らかに商品流通すなわち輸入および輸出入業務に集中している。これに対して、その他の領域たとえば生産業の利益のための介入措置は、詐欺に対して抵抗力があるか、あるいは統制のための支出の増加が全体として割りに合わないほどの量が存在するかのいずれかである。もっとも、この場合も、介入措置のための端緒となる事実の変更を考慮しなければならない。

既に認知された違反および推定され得る違反の存在によって、ヨーロッパ共同体においては、あらゆる分野つまり立法、組織および統制、違反の摘発および処罰といった面で、おそらくわめて広範で頻繁な「不正行為」を克服するように緊急かつ強力に求められている。重大犯罪を有効に阻止することによってはじめて、この共同体は他の諸国家および経済地域に対するモデルとなり、また、世界経済を機能させるための、歴史的に有力な移行形態となり得る。

財政管理委員会およびヨーロッパ議会は、一九八七年に我々の提案のかんりの部分を受け入れ、ヨーロッパ共同体理事会に提出した。このことによって、我々の考察してきたことが政治的なものに移行し、現実化するかどうかは、現時点ではなお予測することはできない。

[注]

- (1) これについての犯罪学的考察として Tiedemann, in: Jescheck-Festschrift, 1985, S. 141f (1412ff.).
- (2) ユーロピッシュ・Gurski, in: Tiedemann (Hrsg.), Die Verbrechen in der Wirtschaft, 2. Aufl. 1972, S. 29ff. 46.
- (3) スペインの学説として Arroyo Zapatero, Delitos contra la Hacienda Publica en Materia de Subvenciones, 1987, S. 42ff.
- (4) BGHSt 24, 191ff.

のである。

ティーデマン教授は、一九三八年ウエストファーレンのウンナに生まれ、一九六二年に『Die Rechtsstellung des Strafgefangenen nach französischem und deutschem Verfassungsrecht, 1963.』により学位を取得し、チュービンゲン大学助手・私講師を経て、一九六八年ギーセン大学教授となった。教授資格請求論文は、『Tatbestandsfunktionen im Nebenstrafrecht, 1969.』である。一九七五年に、フライブルク大学教授となり、同時に、犯罪学・行刑学研究所所長となった(宮澤浩一編『西ドイツ刑法学』(一九七八年)六四二頁参照)。教授の著作については、宮澤編・前掲書六四二頁以下、同『追録Ⅱ』(一九八一年)五〇頁、同『追録Ⅲ』(一九八三年)五五頁以下、宮澤・井田良編『追録Ⅳ』(一九八五年)六六頁以下、同『追録Ⅴ』〔西ドイツ刑法学の現状(追録Ⅷ) 法学研究五九巻八号〕(一九八六年)三〇頁を参照していただきたい。

ティーデマン教授は、これまでに経済刑法に関する多数の著作を発表し、経済刑法研究の分野における第一人者として国際的規模で活躍している学者である。わが国では、この分野の研究は緒についたばかりであり、その意味で、ティーデマン教授の諸研究から学ぶべき点は数多いと言わねばならない。本稿のテーマは経済刑法の分野の中でも特殊領域であり、従来、刑法

学者もヨーロッパ経済共同体の研究者も本格的に取り組んでこなかった未開拓な研究分野であるだけに、本稿は、これからの経済刑法研究およびヨーロッパ経済共同体研究において、重要な意義を有することになる。